

定款

株式会社 Eストアー

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は 株 式 会 社 E ス ト ア ー と称し、英文では、
E s t o r e C o r p o r a t i o nと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用電化製品、食料品、時計、貴金属、日用雑貨品、衣料品、
装身用装飾工芸品、玩具、家具、健康器具、室内装飾品、機械
用工具、建築用装飾工芸品等の販売業
2. フランチャイズチェーンシステムによる上記製品の販売店の加盟店
の募集及び加盟店の経営指導
3. インターネットを利用した市場調査及び各種情報提供サービス業
4. コンピュータによる情報処理業務
5. コンピュータシステム並びにコンピュータネットワークシステム
の設計、開発、構築、運営、保守管理
6. コンピュータハードウェア並びにソフトウェアの開発、リース、
レンタル及び販売業務
7. コンピュータシステム開発全般に関わるコンサルティング
8. コンピュータネットワークシステムの構築コンサルティング
9. コンピュータプログラムの開発、販売及び使用権の賃貸
10. インターネット用のホームページの制作、運営
11. ラジオ、テレビ、ビデオ、インターネット等の番組制作
12. タレントの斡旋、並びに養成
13. イベントの企画、運営
14. 物品販売に関するオークションの主催
15. 広告代理店業
16. 雑誌、書籍の編集、出版及び販売
17. エステティックサロン及びカルチャーセンターの経営
18. 経営コンサルティング業務
19. 金融業、クレジット業、貸金業並びに有価証券の売買及びその媒介、
取次、代理
20. 資金移動業、仮想通貨交換業並びに自家型及び第三者型前払式支払

手段の発行業務

- 2 1. 労働者派遣事業、並びに職業紹介事業
- 2 2. 旅行業代理店業
- 2 3. 陸海空複合運送事業の代理業
- 2 4. 不動産の売買、賃貸、仲介代理
- 2 5. 顧客紹介業
- 2 6. 商品の輸出入
- 2 7. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、41,308,800 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は、取締役会を置く。

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において解任する。

2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任 期)

第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定

める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 50 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 32 条 当会社は、監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が

出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規則）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第 37 条 当社は、会計監査人を置く。

（選任方法）

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任 期）

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 43 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

2 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 44 条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、第 18 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。

制 定 記 録

定 款

制 定	平成 11 年 2 月 17 日
改 定	平成 12 年 6 月 29 日
	平成 14 年 6 月 20 日
	平成 15 年 6 月 19 日
	平成 16 年 6 月 17 日
	平成 16 年 11 月 19 日
	平成 17 年 6 月 24 日
	平成 18 年 6 月 27 日
	平成 19 年 6 月 26 日
	平成 21 年 6 月 24 日
	平成 22 年 6 月 26 日
	平成 25 年 5 月 22 日
	平成 25 年 6 月 25 日
	平成 28 年 3 月 18 日
	平成 28 年 6 月 23 日
	平成 29 年 6 月 23 日
	令和 2 年 6 月 25 日